

8 月 3 0 日 付 け 閣 議 決 定
(特 定 技 能 に 係 る 制 度 運 用 に 関 す る 方 針 の 一 部 変 更 に つ い て)
&
特 定 技 能 外 国 人 受 入 れ に 関 す る 運 用 要 領 の 一 部 改 正

公益財団法人 国際人材協力機構 (J I T C O)

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

1 閣議決定のポイント

閣議決定の概要

1 受入見込数の見直し

従前の総枠は変更せず、各分野における受入見込数を見直し

2 技能水準試験・業務区分の統合・見直し

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野及び建設分野の技能水準試験・業務区分を見直し

3 技能実習2号修了者から特定技能への移行の円滑化

宿泊分野・漁業分野・飲食料品製造業分野で移行規定を整備

「宿泊職種（接客・衛生管理作業）」「非加熱性水産加工食品製造業職種（調理加工品製造作業・生食用食品製造作業）」及び「漁船漁業職種（棒受網漁業作業）」について移行規定を整備

4 特定技能所属機関への要件緩和

農業分野の直接雇用形態：「労働者の一定期間（6か月）以上の継続雇用経験要件」を緩和
→「労務管理に関する業務に従事した経験など」を「これに準ずる経験」とする（意見募集）

5 日本語試験の追加・整備

国際交流基金日本語基礎テスト・日本語能力試験N4のほか、

日本語教育参照枠A2（基礎段階の言語使用者）相当以上

（A2：ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる）

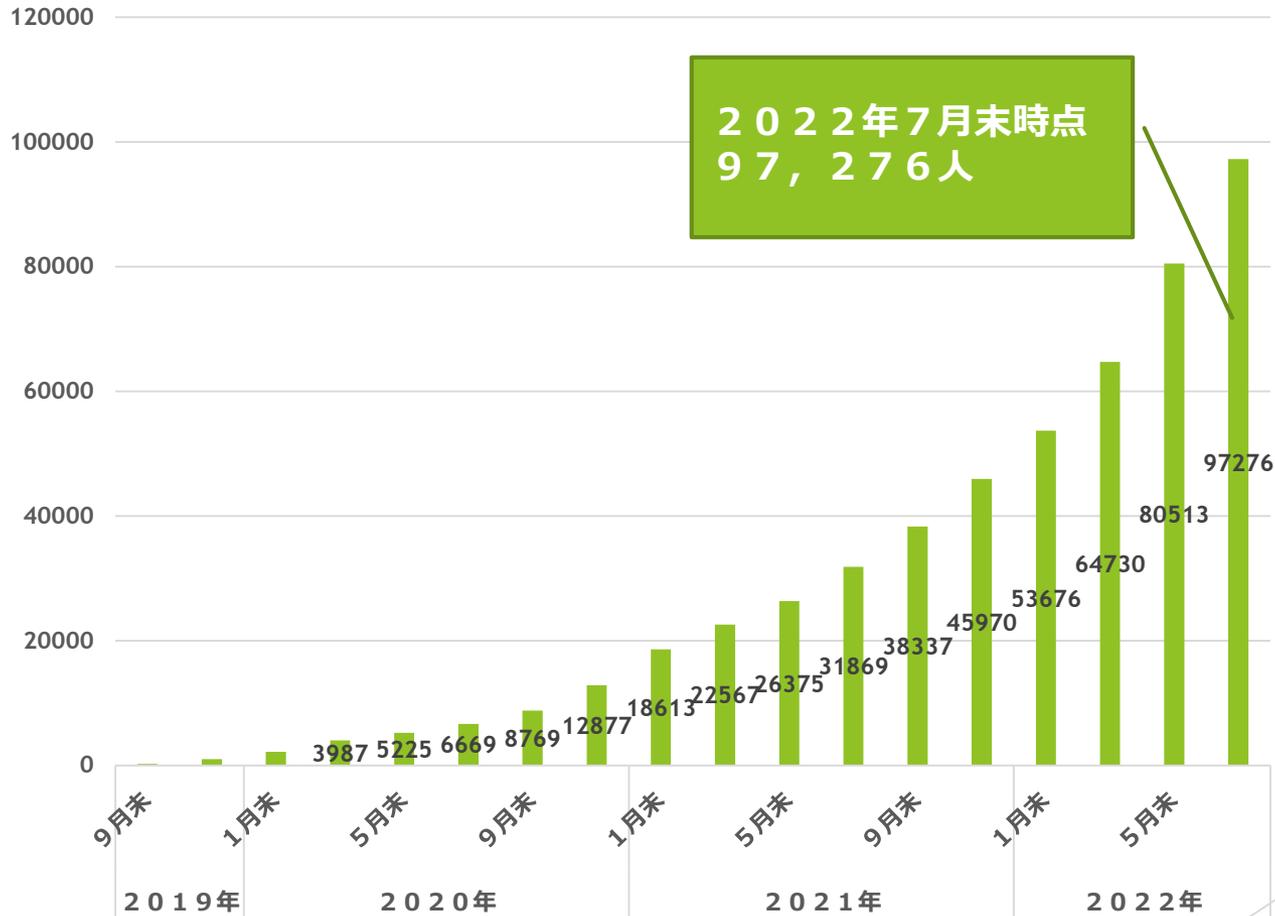
6 法改正による業務範囲の変更

自動車整備分野：「分解整備」→「特定整備、特定整備に付随する業務」

2 特定技能外国人の在留者数の推移 (2022年7月末時点)

特定技能外国人の在留者数

2022年7月末時点
97,276人



- 特定技能外国人材の受入れは、コロナ禍にあっても着実に増加傾向
- 各分野別に受入状況に濃淡があつて、製造業・飲食料品製造業において受入見込数に切迫

出入国在留管理庁HP

分野	ルート						受入見込数
	総数(注)	試験ルート	技能実習ルート	養成施設ルート	EPAルート	検定ルート	
介護	10411 (17%)	9191	1009	1	210		60000 (50900)
ビルクリーニング	1133 (3%)	299	834				37000 (20000)
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製 造業	17865 (57%)	198	17667				31450 (49750)
建設	8492 (21%)	119	8198			175	40000 (34000)
造船・船用	2776 (21%)	8	2768				13000 (11000)
自動車整備	1220 (17%)	138	1066			16	7000 (6500)
航空	79 (4%)	79					2200 (1300)
宿泊	160 (1%)	160					22000 (11200)
農業	11469 (31%)	2411	9058				36500 (36500)
漁業	1050 (12%)	30	1020				9000 (6300)
飲食料品製造業	29617 (87%)	4703	24914				34000 (87200)
外食	3199 (6%)	3198	1				53000 (30500)
計	87471 (25%)	20534	66535	1	210	191	345150 (345150)

従前の受入見込総数は変更
せず、各分野における受入
見込数について見直し

(注) 2022年6月末時点での1号特定技能外国人材分野別在留者数(出入国在留管理庁)

3 の ② 受入見込数の見直し

【新たな受入見込数の運用】

閣議決定日（令和4年8月30日）から運用を開始

【さらに受入見込数を超過することが予見される場合の対応】

法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会並びに分野所管行政機関の長が、人手不足の状況等を踏まえ、**分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止**等の措置を講じることについて検討して必要な手続を実施

4 技能水準試験及び業務区分の見直し

業務区分の統合（製造業分野・建設分野）

- 19に細分化されていた製造業分野及び建設分野の業務区分について、訓練、各種研修の実施等により、特定技能外国人の安全性等を担保しつつ、いずれの分野も業務区分を3つに統合
- 建設分野については、区分の統合に併せて、これまで特定技能に含まれていなかった建設業に係る作業についても、全て整理後の業務区分に取り込み、**建設関係の技能実習職種（25職種38作業）**を含む建設業に係る全ての作業が特定技能の対象
- 特定技能外国人を受け入れられる事業所の範囲（制度を活用できる事業所の該当要件）に変更なし

製 造 業 分 野	<p>機械金属加工</p> <p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事</p>
	<p>電気電子機器組立て</p> <p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事</p>
	<p>金属表面処理</p> <p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事</p>

建 設 分 野	<p>土木</p> <p>指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事</p>
	<p>建築</p> <p>指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事</p>
	<p>ライフライン・設備</p> <p>指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事</p>

4の② 技能水準試験及び業務区分の見直し

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

旧試験区分（19区分の見なし規定）	新試験区分		
	製造分野特定技能1号評価試験		
	機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理
	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事
製造分野特定技能1号評価試験（鋳造）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（鍛造）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（ダイカスト）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（機械加工）	○	○	
製造分野特定技能1号評価試験（金属プレス）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（鉄工）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（工場板金）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（めっき）			○
製造分野特定技能1号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）			○
製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ）	○	○	
製造分野特定技能1号評価試験（機械検査）	○	○	
製造分野特定技能1号評価試験（機械保全）	○	○	
製造分野特定技能1号評価試験（電子機器組立て）		○	
製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て）	○	○	
製造分野特定技能1号評価試験（プリント配線板製造）		○	
製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形）	○	○	
製造分野特定技能1号評価試験（塗装）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（溶接）	○		
製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）	○	○	

4の③ 技能水準試験及び業務区分の見直し

建設（1号関係）

旧試験区分（19区分の見なし規定）	新試験区分		
	建築分野特定技能1号評価試験		
	土木	建築	ライフライン・設備
	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事	指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事
建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工）	○	○	
建設分野特定技能1号評価試験（左官）		○	
建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送）	○	○	
建設分野特定技能1号評価試験（トンネル推進工）	○		
建設分野特定技能1号評価試験（建設機械施工）	○		
建設分野特定技能1号評価試験（土工）	○	○	
建設分野特定技能1号評価試験（屋根ふき）		○	
建設分野特定技能1号評価試験（電気通信）			○
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工）	○	○	
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋継手）		○	
建設分野特定技能1号評価試験（内装仕上げ・表装）		○	
建設分野特定技能1号評価試験（とび）	○	○	
建設分野特定技能1号評価試験（建築大工）		○	
建設分野特定技能1号評価試験（配管）			○
建設分野特定技能1号評価試験（建築板金）		○	○
建設分野特定技能1号評価試験（保温保冷）			○
建設分野特定技能1号評価試験（吹付ウレタン断熱）		○	
建設分野特定技能1号評価試験（海洋土木工）	○		
技能検定			
技能検定3級（型枠施工）	○	○	
技能検定3級（鉄筋施工）	○	○	
技能検定3級（とび）	○	○	
技能検定3級（造園）	○		
技能検定3級（塗装）	○	○	
技能検定3級（左官）		○	
技能検定3級（かわらぶき）		○	
技能検定3級（内装仕上げ施工）		○	
技能検定3級（建築大工）		○	
技能検定3級（建築板金）		○	○
技能検定3級（ブロック建築）		○	
技能検定3級（広告美術仕上げ）		○	
技能検定3級（配管）			○
技能検定3級（冷凍空気調和機器施工）			○

4の④ 技能水準試験及び業務区分の見直し

見直しに伴うポイント

【在留手続】

- ・ 製造業・建設分野において、統合前の業務区分のいずれかに従事する特定技能外国人として在留している場合は、統合後の業務区分に従事するものとみなされ、業務区分の統合に伴う在留資格変更等の手続は不要
 交付された指定書に記載された業務区分を統合後の業務区分に変更することを希望する場合には、管轄の地方出入国在留管理官署に要相談
- ・ 製造業又は建設分野での就労を目的に統合前の業務区分で特定技能への在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をしている場合には、統合後の業務区分での申請がなされたものとみなして許可の判断を行うので、統合に伴う再申請は不要
- ・ 統合前の業務区分での就労を目的に「特定技能」に係る在留資格認定証明書交付申請中の場合や、既に在留資格認定証明書を交付されたものの上陸申請に及んでいない場合についても、分野統合に伴う再申請の手続は不要

【協議・連絡会】

- ・ 既に「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」へ入会済みの事業者又は入会手続を行っている事業所は、受入れ可能な事業所範囲に変更がないので、業務区分の統合に伴う再度の入会手続は不要

【計画認定】

既に「建設分野特定技能外国人受入れ計画」の認定を受けている事業者又は認定申請中の事業者は、再度の認定申請は不要

【新区分業務への従事】

- ・ 現在、製造業分野又は建設分野で就労している特定技能外国人は、閣議決定日（令和4年8月30日）以降、統合後の対応する業務区分の業務に従事することが可能
 ※ 新たに従事できるようになった業務に従事する場合、労働災害を防止するために、受入機関は十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施
 建設分野において、認定計画以外の職種や作業に1号特定技能外国人が従事する場合は、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を支払う必要があるため、変更後に従事する業務内容について同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬額になるよう整合のとれた昇給を行い、その旨を明記した雇用契約を締結したうえで、国土交通大臣に外国人就労管理システム上で届出
 詳細は、分野を所管する国土交通省に確認（国土交通省代表：03-5253-8111）

【技能実習の建設職種】

- ・ 技能実習の「建設関係職種（22職種33作業）のうち新たに試験免除となる作業」、建設分野における「鉄工職種」、「塗装職種（建設塗装作業及び鋼橋塗装作業）」又は「溶接職種」の第2号技能実習を修了した者が特定技能へ移行する場合の試験免除措置は、閣議決定日（令和4年8月30日）から実施

5 日本語試験の追加（日本語教育参照枠 A 2 以上）

【日本語教育参照枠】日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの
 【日本語試験の追加（全分野）】

- ・ 新たな日本語試験の追加については、試験実施機関からの申請を受け、分野を所管する省庁において、関係省庁の確認を踏まえて判断
- ・ 詳細については「1号特定技能外国人の日本語能力を測る試験追加のためのガイドライン（出入国在留管理庁HP）」を参照
- ・ 試験実施機関等からの申請により追加の可否を判断することとなり、現時点では追加に係る予定は未定
 新たな日本語試験が追加となる場合には、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載

熟達した言語使用者	C 2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。 自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C 1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。 言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B 2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。 お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B 1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。 身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A 2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。 簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A 1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。 もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

在留資格「特定技能」の在留諸申請における提出書類を簡略化

一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関！

過去**3年間**に**指導勧告書**の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関

- 1 日本の証券取引所に上場している企業
- 2 保険業を営む相互会社
- 3 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業
(イノベーション創出企業「出入国在留管理庁HP：イノベーション促進支援措置一覧」を参照)
- 4 一定の条件を満たす企業
- 5 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人

「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留諸申請において以下の10項目の書類の提出について省略

- 1 特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号)
- 2 登記事項証明書
- 3 業務執行に關与する役員の住民票又は特定技能所属機関の役員に關する誓約書(参考様式第1-23号)
- 4 労働保険料の納付に係る資料
- 5 社会保険料の納付に係る資料
- 6 国税の納付に係る資料
- 7 法人住民税の納付に係る資料
- 8 特定技能外国人の報酬に關する説明書(参考様式第1-4号)
- 9 徴収費用の説明書(参考様式第1-9号)
- 10 雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)

一定の条件を満たす企業等とは

- 1 厚生労働省が所管する「ユースエール認定制度」において、都道府県労働局長から「ユースエール認定企業」として認定を受けているもの。
- 2 厚生労働省が所管する「くるみん認定制度」、「プラチナくるみん認定制度」において、都道府県労働局長から「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」として認定を受けているもの。
- 3 厚生労働省が所管する「えるぼし認定制度」、「プラチナえるぼし認定制度(令和2年6月施行)」において、都道府県労働局長から「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」として認定を受けているもの。
- 4 厚生労働省が所管する「安全衛生優良企業公表制度」において、都道府県労働局長から「安全衛生優良企業」として認定を受けているもの。
- 5 厚生労働省が所管する「職業紹介優良事業者認定制度」において、指定審査認定機関から「職業紹介優良事業者」として認定を受けているもの。
- 6 厚生労働省が所管する「製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定）」において、指定審査機関から「製造請負優良適正事業者」として認定を受けているもの。
- 7 厚生労働省が所管する「優良派遣事業者認定制度」において、指定審査認定機関から「優良派遣事業者」として認定を受けているもの。
- 8 経済産業省が所管する「健康経営優良法人認定制度」において、日本健康会議から「健康経営優良法人」として認定を受けているもの。
- 9 経済産業省が所管する「地域未来牽引企業制度」において、経済産業大臣から「地域未来牽引企業」として選定を受けているもの。
- 10 国土交通省が所管する「空港における構内の営業承認制度」において、地方航空局長又は空港事務所長から「空港管理規則上の第一類構内営業者又は第二類構内営業者」として承認を受けているもの。
- 11 消費者庁が所管する「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」において、内部通報制度認証事務局（※）から「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者」として登録を受けているもの。

※ 消費者庁指定登録機関（公益財団法人商事法務研究会）内におかれるもの

8月30日付けの「特定技能外国人受入れに関する運用要領の一部改正により 各種申請及び届出に関する様式用紙が新設・改廃

変更となった様式

公的義務履行に関する誓約書	参考様式第1-26号
受入困難に係る届出書	参考様式第3-4号
支援状況に係る届出書（特定技能所属機関用）	参考様式第3-7号
1号特定技能外国人支援対象者名簿	参考様式第3-7号（別紙）
支援実施状況に係る届出書（登録支援機関用）	参考様式第4-3号
1号特定技能外国人支援対象者名簿	参考様式第4-3号（別紙）

廃止になった様式

特定技能雇用契約に係る届出書 参考様式第3-1号

支援委託契約に係る届出書 参考様式第3-3号

新設された様式

書類省略に当たっての誓約書 参考様式第1-29号

特定技能雇用契約の変更に係る届出書 参考様式第3-1-1号

特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書 参考様式第3-1-2号

支援委託契約の変更に係る届出書 参考様式第3-3-1号

支援委託契約の終了又は締結に係る届出書 参考様式第3-3-2号

転職支援実施報告書 参考様式第5-12号

支援未実施に係る理由書 参考様式第5-13号

ご清聴ありがとうございました。

公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO）